

精神障害者 福祉制度の案内

【令和8年 10 月版】



この冊子の PDF 版はここからダウンロードできます

このハンドブックは、精神障害者保健福祉手帳に関する各種サービス制度、自立支援医療（精神通院）などをまとめたものです。ぜひご活用ください。

伊勢崎市 障害福祉課

< 利用上の注意 >

- 掲載後に制度等が改正・変更されたりする場合があります。必ず事前に各窓口にお問い合わせ下さい。
- このハンドブックにおいては、「手帳」とは「群馬県の交付する精神障害者保健福祉手帳」のことをいいます。
- このハンドブックにおいては、「受給者証」とは「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」のことをいいます。

目次

●精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●手帳の等級による優遇措置の一覧・・・・・・・・	3
●自動車税・軽自動車税の減免・・・・・・・・	4
●所得税・市県民税（住民税）の控除・・・・・・・・	5
●相続税の控除	
●贈与税の非課税	
●福祉タクシー事業利用助成券の交付	
●タクシー活用事業（くわまるタクシー）	
●後期高齢者医療制度への加入	
●思いやり駐車場利用証の交付・・・・・・・・	6
●駐車禁止除外指定車標章の交付	
●日常生活用具の給付	
●NHK放送受信料の減免	
●N T Tの電話番号案内の無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」・・・・	7
●携帯電話利用料の割引	
●旅客鉄道運賃の割引	
●鉄道運賃の割引	
●コミュニティバス「あおぞら」の割引	
●バス運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	7～8
●国内航空運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	8
●ヘルプマークの交付	
●障害者手帳ミライロID	
●避難行動要支援者支援制度への登録・・・・・・・・	9
●N e t 1 1 9緊急通報システムの登録	
2. 精神障害のある人のための福祉制度・・・・・・・・	10
●各種手当	
●紙おむつの給付	
●心身障害者扶養共済制度	
●医療費を補助する制度	
1. 自立支援医療（精神通院医療）制度について・・・・・・・・	11
●市内の指定自立支援医療機関（精神通院）の一覧（病院のみ）・・・・	15
2. 福祉医療制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
●その他の制度	
1. 生活を支えるための制度・・・・・・・・・・・・・・・・	17
●障害年金	
●日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）	

●障害福祉サービスなどの概要

※別冊になります。ご希望の方は窓口または下記ホームページにてご確認ください。

●伊勢崎市ホームページ QR コード



●伊勢崎市ホームページアドレス

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/hukusiko/fukushi/faq/2417.html>

精神障害者保健福祉手帳

● 趣 旨

精神障害のある人が、一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより、さまざまな支援が受けられますので、精神障害のある人が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

● 対象者

精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人が申請することにより交付されます。

※年齢制限はありません。

※高次脳機能障害やてんかん、発達障害の人もこの手帳を申請することができます。



氏名 群馬 太郎

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢崎市〇〇町〇〇番地

障害等級 〇級

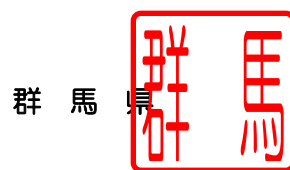
手帳番号 〇〇〇〇〇〇〇号

交付日 〇〇年〇〇月〇〇

有効期限 〇〇年〇〇月〇〇

旅客鉄道株式会社等

旅客運賃減額 第一種・第二種



〔精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕

伊勢崎市

〇〇〇〇〇〇

● 交付のための手続き（新規・更新）

(1) 申請は、精神障害のある人本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族や病院職員等の人が手続きを代行することも可能です。

(2) 申請窓口は、市役所障害福祉課または各支所市民サービス課です。

(3) 申請に必要なもの（新規・更新）

① 申請書

② 診断書（記載日から3ヶ月以内のもの）

※群馬県指定の様式で、通院または入院している医療機関の主治医に、記入してもらってください。

※手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過している必要があります。

※精神障害のために障害年金や特別障害給付金を受給している人は、診断書の代わりに年金証書の写し等で申請することができます。

なお、この場合には、障害種別や等級を年金事務所等に照会するための同意書の提出が必要となります。（同意書は申請窓口にあります。）

③ 本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの）

※申請前1年以内に撮影したもの。白黒でもカラーでも可。裏面に氏名を必ず記入してください。

※写真の貼付のない手帳を希望する場合は：写真なしの手帳の交付に係る確認書の提出が必要。

④ 現在お持ちの手帳（新規は除く）

⑤ マイナンバーが分かる物

（マイナンバーカード又は通知カード ※記載事項(住所・氏名等)が最新の情報のもの）

(4) 申請に基づき群馬県が審査を行い、等級が決定されれば手帳が交付されます。

※審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

障害者手帳

群馬県

● 手帳の受け取り

手帳が交付される人には、「障害者手帳の交付について」という通知を送付します。
その通知書に記載されているものをお持ちの上、通知書に記載されている窓口へお越しいただき、手帳のお渡しとなります。手帳は本人確認書類にもなり得る大切なものですので原則郵送は行っていません。

● 有効期間・更新について

有効期間は2年です。新規申請の場合、伊勢崎市での申請書の受理日が手帳交付日となります。
更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。下表参照。

有効期限	4月30日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日
更新申請が可能となる月	2月	3月	4月	5月	6月	7月

有効期限	10月31日	11月30日	12月31日	1月31日	2月28日 (2月29日)	3月31日
更新申請が可能となる月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

● 障害等級

1級から3級まであります。厚生労働省が示す判断基準により、精神疾患（機能障害）とそれに伴う能力障害の状態の両面から総合的に判定されます。非該当となった場合は、群馬県より不承認通知書が交付されます。

● 申請・届出

手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請または届出が必要です。

区 分	内 容
更 新	手帳の有効期限を延長し、引き続き手帳の交付を受けるとき (注) 有効期限の3か月前から手続きができます。 (注) 必要書類は前ページでご確認ください。
住所の変更	(1) 市内または県内で住所が変わったとき (2) 県外から転入したとき (注) 申請書、記載事項変更届、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。現在お持ちの手帳と同じ有効期限で、群馬県の手帳を交付します。 (注) 市外へ転出したときは新たな居住地の市町村窓口で手続きをしてください。
氏名の変更	氏名が変わったとき (注) 記載事項変更届、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。
等級の変更	障害状態に変化があったとき (1) 障害年金証書でお手続きする場合 (注) 申請書、障害年金証書等の写し、同意書、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (2) 診断書でお手続きする場合 (注) 申請書、診断書、写真、手帳及びマイナンバーが分かる物が必要です。
再交付	手帳を汚損、破損または紛失・消失したとき (注) 申請書、写真、手帳（紛失を除く）及びマイナンバーが分かる物が必要です。

手帳の等級による優遇措置の一覧

注意：●表示はあくまで目安であり、各制度に対象条件があります。

優遇措置		手帳の等級			該当 ページ
		1 級	2 級	3 級	
自動車税・軽自動車税の減免		●			4
所得税・市県民税（住民税）の控除		●	●	●	5
相続税の控除		●	●	●	
贈与税の非課税		●	●	●	
福祉タクシー事業利用助成券の交付		●			
タクシー活用事業（くわまるタクシー）		●	●	●	
後期高齢者医療制度への加入		●	●		
思いやり駐車場利用証の交付		●			6
駐車禁止除外指定車標章の交付		●			
日常生活用具の給付		●	●	●	
NHK放送受信料の減免	全額	●	●	●	
	半額	●			
NTTの電話番号案内の無料措置		●	●	●	7
携帯電話利用料の割引		●	●	●	
旅客鉄道運賃の割引		●	●	●	
鉄道運賃の割引		●	●	●	
コミュニティバス「あおぞら」の割引		●	●	●	
バス運賃の割引		●	●	●	7～8
国内航空運賃の割引		●	●	●	8
ヘルプマークの交付		●	●	●	
障害者手帳ミライロID		●	●	●	
避難行動要支援者支援制度への登録		●	●	●	9
Net119緊急通報システムの登録		●	●	●	

● 自動車税・軽自動車税の減免

下記に該当する場合、自動車税・軽自動車税が減免されます。

【減免の対象者】

手帳１級 かつ 自立支援医療（精神通院医療）を受けている人

【減免の対象となる自動車】

もっぱら障害を持つ人のために使用する自動車で、次の表の区分《１》から《５》までのいずれかに該当する場合に、減免の対象となります。

区分	自動車を所有する人	自動車をもっぱら運転する人
《１》	障害者本人	障害者本人
《２》		障害者本人と生計を一にする人
《３》	障害者本人と生計を一にする人	障害者本人
《４》		障害者本人と生計を一にする人
《５》	身体障害者等のみで構成される世帯の人	障害者本人を常時介護する人

【ご用意いただくもの】

- ①手帳
- ②自立支援医療受給者証（精神通院医療）
- ③運転免許証（減免を受けようとする車を運転する人のもの）
- ④自動車検査証（車検証）または軽自動車届出済証
- ⑤納税通知書（環境性能割の場合は不要）
- ⑥マイナンバーカード又は通知カード

【必要に応じてご用意いただくもの】

「減免の対象となる自動車」の区分《２》～《５》に該当する人については、次の書類が必要になる場合がありますので、各窓口までお問い合わせください。

- ⑦生計同一証明書 または 常時介護証明書
- ⑧住民票謄本（新たに自動車を取得した場合に必要）

【申請・問い合わせ先】

内 容	窓 口	所在地	電話番号
自動車税 （種別割・環境性能割） の減免について	群馬県自動車税事務所	前橋市上泉町３９７－５	０２７－２６３－４３４３
自動車税 （種別割） の減免について	伊勢崎行政県税事務所	今泉町一丁目２３６	２４－４３５０
軽自動車税 （種別割） の減免について	市役所市民税課	今泉町二丁目４１０	２７－２７１５
生計同一証明書・常時介護 証明書の発行について	伊勢崎保健福祉事務所	下植木町４９９	２５－５０６６

※詳しくは各問い合わせ先へご相談下さい

● 所得税・市県民税（住民税）の控除

納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、確定申告・市県民税申告又は年末調整のときに申告すると控除が受けられます。

【問い合わせ先】 所得税：伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045

市県民税：市役所市民税課（今泉町二丁目410）電話27-2716

● 相続税の控除

障害者が相続により財産を取得するときに控除を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】 伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045

● 贈与税の非課税

手帳をお持ちの人が受益者として、個人が金銭等を信託銀行等に信託したときに、贈与税が非課税になる場合があります。

【問い合わせ先】 伊勢崎税務署（鹿島町562-1）電話25-4045

● 福祉タクシー事業利用助成券の交付

福祉タクシー事業利用助成券の交付を受けることができます。

※くわまるタクシーを利用する際に同時に割引は受けられません。

（1）対象者 1級の手帳をお持ちの在宅の人

（2）申請 窓口、郵送、オンライン（伊勢崎市ホームページから申請できます。）

（3）申請に必要なもの 手帳

年間40枚（1枚500円、申請月により交付枚数が異なります。）を交付し、市と契約しているタクシー会社等で利用できます。

交付月	4月～9月	10月～3月
枚数	40枚	20枚

福祉タクシー事業利用助成券	
500円	
利用業者名	
使用年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日から 年3月31日まで
発行者	伊勢崎市長
No.	

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● タクシー活用事業（くわまるタクシー）

事前に登録することで割引が受けられます。

（1）対象者 伊勢崎市在住で手帳を所持している人。ただし、福祉有償運送の登録のある人や自動車税・軽自動車税の減免を受けた人は除きます。

※福祉タクシー券を利用する際に同時に割引は受けられません。

【申請・問い合わせ先】 市役所交通政策課 電話27-2734

● 後期高齢者医療制度への加入

75歳から加入となる後期高齢者医療制度に65歳から加入することができる場合があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所年金医療課（電話27-2739）または 各支所市民サービス課

● 思いやり駐車場利用証の交付

思いやり駐車場（車いす用駐車スペース）を利用するときに、目印となる利用証を交付します。

- （１）対象者 １級の手帳をお持ちの人
- （２）申請に必要なもの 手帳

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎保健福祉事務所
（下植木町４９９）電話２５－５０６６
市役所障害福祉課または各支所市民サービス課



● 駐車禁止除外指定車標章の交付

警察署から交付される標章を前面窓ガラスの見やすい場所に掲げることで、交通の妨げにならない必要最小限度において、駐車禁止場所に駐車することができます。

- （１）対象者 １級の手帳をお持ちの人

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎警察署（鹿島町５３４－１）
電話２６－０１１０

駐車禁止除外指定車	番 号 第 発行日 年 月 日
歩行困難者使用中	
この標章の交付を受けた本人が現在使用中の車両	
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり	
有効期限	年 月 日まで
群馬県公安委員会	

● 日常生活用具の給付

原則として、在宅の人に対して、日常生活上の便宜を図るため、一定の条件のもと、日常生活用具が給付される場合があります。なお、世帯の課税状況により一部自己負担があります。

- （１）対象者 手帳をお持ちの在宅の人
- （２）申請に必要なもの 手帳
- （３）対象品目

	１級	２級	３級
頭部保護帽	●	●	●
火災警報器・火災報知器	●		

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● NHK放送受信料の減免

適用条件を満たす場合、NHKの放送受信料が減免（全額または半額）になります。

- （１）対象者 手帳をお持ちの人で次の適用条件を満たす人

免除の種類	適 用 条 件
全額免除	手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税であること
半額免除	１級の手帳をお持ちの人が世帯主でかつ受信契約者であること

- （２）申請に必要なもの 手帳、印鑑

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課 あるいは
NHK前橋放送局（前橋市元総社町１８９）電話０２７－２５１－１７１４

● NTTの電話番号案内の無料措置「ふれあい案内（無料番号案内）」

事前の申し込みにより、手帳をお持ちの人がNTTの電話番号案内を無料で利用できます。

【申請・問い合わせ先】 NTT（フリーダイヤル 0120-104174）

● 携帯電話利用料の割引

事前の申し込みにより、手帳をお持ちの人が基本使用料等の割引を受けられる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

● 旅客鉄道運賃の割引

- (1) 対象者 次に掲げる要件のいずれにも該当する手帳を持っている人
- ①手帳に「顔写真」のある人
 - ②手帳に「旅客運賃減額」の記載のある人
- (2) 内 容 ○普通乗車券 (1) 第1種精神障害者が介護者と共に利用する場合
(2) 第1種および第2種精神障害者が単独で片道100km以上の区間を利用する場合
○定期乗車券 第1種精神障害者および12歳未満の第2種精神障害児が介護者と共に利用する場合
○回数乗車券・急行券 第1種精神障害者が介護者と共に利用する場合
※特別急行券、特別急行列車に対する急行回数乗車券は対象ではありません。
- (3) 割引率 5割
- (4) 手続き 各駅の窓口で手帳を提示し切符を購入してください。詳しくは各窓口でご確認ください。

● 鉄道運賃の割引

手帳をお持ちの人が、次の鉄道会社を利用するとき、窓口で手帳を提示することにより、切符や定期券の割引を受けられる場合があります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

鉄道会社	問い合わせ先
上信電鉄(株)	027-323-8073
上毛電気鉄道(株)	027-231-3597
わたらせ渓谷鐵道(株)	0277-73-2110

● コミュニティバス「あおぞら」の割引

コミュニティバス「あおぞら」は1日200円で乗車が可能ですが、手帳保持者とその介助者は無料で利用することができます(介助者は申告により無料で乗車できますが、手帳の内容を確認される場合があります)。乗車時に手帳を提示してください。また、提示することが難しいなど、特別な事情がある人には、無料パスポートを発行できる場合があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所交通政策課 電話27-2734

● バス運賃の割引

手帳をお持ちの人が、次のバス事業者が自主運行する路線を利用するとき、運賃を支払うときに手帳を提示することにより、運賃の割引を受けられます。

ただし、写真が貼付されていない手帳では割引が受けられないことがあります。

バス事業者	問い合わせ先
関越交通(株) 渋川営業所	0279-22-2020
群馬中央バス(株) 前橋営業所	027-280-8600
(株)群馬バス	027-371-8588
上信電鉄(株)	027-325-2410
永井運輸(株)	027-235-5088
日本中央バス(株)	027-287-4422

● 国内航空運賃の割引

手帳をお持ちの人が旅客機を利用するときに、運賃を支払う際、手帳を提示することにより、運賃の割引を受けられます。ただし、写真が貼り付けされていない手帳では、割引が受けられないことがあります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

● ヘルプマークの交付

バッグ等の見える場所に取り付け、周囲の人に援助・配慮を必要としていることを知らせます。手帳の有無にかかわらず、援助・配慮を必要としている方であればどなたにでもお渡しできます。1人につき1つの配布です。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 障害者手帳ミライロID

内 容 デジタル障害者手帳「ミライロID」は、株式会社ミライロが提供しているスマートフォン用アプリです。このアプリは、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の情報をアプリに登録することで、手帳の情報をスマートフォンの画面上に表示することができます。

方 法 事前に利用登録が必要です。障害者割引などを提供している施設を利用する際などに、アプリの画面を提示することで、障害者手帳を提示する場合と同様のサービスを受けることができます。登録方法が分からない場合は、障害福祉課または障害者センターで操作の支援を行います。詳しくは株式会社ミライロ公式ホームページを確認してください。

窓 口 障害福祉課（☎27-2753）
伊勢崎市障害者センター（☎75-5530）
※伊勢崎市ホームページから登録できます

【障害者手帳の提示により割引が受けられる公共施設やサービス一覧】

施設名	サービス内容	担当部署
あずまウォーターランド	利用料無料	スポーツ振興課
ふくしプラザ	浴室・交流室等の利用料免除	高齢政策課
ふれあいセンター	利用料無料	高齢政策課
みやまセンター	利用料無料	高齢政策課
境社会福祉センター	利用料無料	高齢政策課
華蔵寺遊園地	のりもの券半額利用	文化観光課
コミュニティバス あおぞら	運賃無料	交通政策課
青少年育成センター	利用料金の全額減免	生涯学習課

● 避難行動要支援者支援制度への登録

災害時に自力で危険情報の取得や安全な場所への避難をすることが困難な人を対象として、事前に本人が申請することにより「災害時要援護者名簿」に登録され、自主防災組織をはじめとする関係機関に名簿を配布し情報を共有することで迅速な対応が行えるようにするものです。対象となる人は強制ではなく任意で登録できますが、関係機関へ情報提供することに同意していただく必要があります。

【申請・問い合わせ先】 市役所安心安全課（電話27-2706）

● Net119緊急通報システムの登録

Net119緊急通報システムは、聴覚障害や言語障害等のある方のための新しい緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、どこからでも簡単な操作で素早く119番通報することができます

- （1）対象者 伊勢崎市、佐波郡玉村町に在住している聴覚障害や言語障害等により、音声による119番通報が困難な人
- （2）注意事項 事前登録制です。利用を希望する場合は伊勢崎市消防本部指令通信課までお問い合わせください。伊勢崎市のホームページにも、利用案内が掲載されています。

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎市消防本部指令通信課 電話 25-3510



2. 精神障害のある人のための福祉制度

● 各種手当

名 称	内 容	手当額（月額）	申請・問い合わせ先
特別障害者 手当	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して支給される手当です。一定の所得制限があります。 ただし、社会福祉施設へ入所中の人や病院に3か月以上入院している人は除かれます。	30,450円	市役所 障害福祉課
障害児福祉 手当	重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に対して支給される手当です。一定の所得制限があります。 ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設へ入所中の人は除かれます。 なお、特別児童扶養手当と併給できます。	16,560円	または 各支所 市民サービス課
特別児童 扶養手当	手帳の1・2級程度の障害に該当する20歳未満の児童を養育している保護者に対して支給される手当です。手当には1級と2級があります。一定の所得制限があります。 手帳の等級や基準とは異なるため、申請をするには、別に手当用の診断書が必要になります。	支給額について担当部署にご確認ください。	市役所 子育て支援課 （電話27-2750）
交通遺児等 福祉手当	手帳1級の障害に該当する20歳未満の児童と同居し監護する保護者に対して支給される手当です。		または 各支所 市民サービス課

● 紙おむつの給付

障害児福祉手当または特別障害者手当を受給している人に対して、毎月基準額内の紙おむつを支給します。
ただし、他の制度により給付を受けている人は除きます。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者（65歳未満で健康な人）が加入者となり掛金を納付することで、その保護者が万一死亡し、または重度の障害になった場合に、障害のある人本人に年金が支給される制度です。

障害者一人につき2口まで加入できます。

年金の額：1口あたり 20,000円（月額）

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

医療費を補助する制度

ここでは、医療費を補助する制度として、自立支援医療（精神通院医療）制度と福祉医療制度について、掲載しています。なお、詳しい内容については各問い合わせ先にご確認ください。

1. 自立支援医療(精神通院医療)制度について

● 趣 旨

精神障害のある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給することにより、精神障害のある人の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ることを目的としています。

● 対象者

精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人

● 制度の内容

通常、医療保険では医療費の1～3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担額が最大で1割に軽減されます。認定をうけると「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」が交付され、医療機関等で保険証等と一緒に提示することで、医療費が軽減されます。

また、本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としています。なお、精神科以外での精神疾患の通院診療も対象となります。

● 自己負担（最大で1割）について

自己負担は最大で1割ですが、受診者本人の収入や、世帯（※）の課税・所得・疾患に応じて月額自己負担上限額（下表参照）が設定されています。

所得区分	課税・所得の条件 ※申請日が6月末までならば前年度の課税・所得状況、7月以降ならば当該年度の課税・所得状況	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得1	市民税非課税世帯 かつ 本人収入が80万円以下（公的年金収入等含む）	2,500円	
低所得2	市民税非課税世帯 かつ 本人収入が80万円超える（公的年金収入等含む）	5,000円	
中間所得層1	市民税課税（所得割）が合計で 3万3千円未満の世帯	医療保険の自己負担 限度額	5,000円
中間所得層2	市民税課税（所得割）が合計で 3万3千円から23万5千円未満の世帯		10,000円
一定所得以上	市民税課税（所得割）が合計で 23万5千円以上の世帯	自立支援医療対象外	20,000円

※自立支援医療受給者証（精神通院医療）の様式

自立支援医療受給者証（精神通院医療）			
公費負担者番号	2 1 1 0 6 0 1 8	受付	
自立支援医療費受給者番号	0 0 0 0 0 0 0	伊勢崎市	
氏名	群馬 太郎	生年月日	00年00月00日
住所	伊勢崎市00町00番地		
被保険者証の記号及び番号		重度かつ継続	
保険者名		—・該当・非該当	
保護者（受診者が18歳未満の場合記入）	氏名	続柄	
	住所		
指定医療機関名	所在地・電話番号		
病院・診療所	0000病院	伊勢崎市00	0270-00-0000
薬局	00薬局	伊勢崎市00	0270-00-0000
デイケア	00デイケア	伊勢崎市00	0270-00-0000
訪問看護	訪問看護ステーション0000	伊勢崎市00	0270-00-0000
自己負担上限額	月額 0000円	A・B1・B2・C1・C2・D	
有効期間	00年00月00日 から 00年00月00日 まで		
支給要件の確認方法	医療用1年目・医療用2年目・手帳用1年目・手帳用2年目・手帳で新規	次回診断書	有・無
上記のとおり認定する。 00年00月00日			
			群馬県知事 群馬県

※「世帯」の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。異なる医療保険に加入している家族の人は別世帯となります。

つまり、自立支援医療を受給する人が加入している医療保険が、健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある人全員、国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合には一緒に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人全員をいいます。

※「世帯」の所得は、健康保険や共済組合の人の場合、被保険者（組合員）本人の所得により区分されます。

※「重度かつ継続」とは、継続的に相当額の医療費負担が発生する人として、次のいずれかに該当する人が対象となります。

①病状、疾病等から対象となる人

ア. 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、もしくは薬物関連障害（依存症等）の人

イ. 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された人

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人

ア. 医療保険の高額療養費で多数該当の人

● 交付のための手続き（新規・再認定）

（１）申請は、１８歳以上の人は精神障害のある本人が行い、１８歳未満の人はその保護者が申請者となります。精神障害のある本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族や病院職員等の人が手続きを代行することも可能です。

（２）申請窓口：市役所障害福祉課 または 各支所市民サービス課

（３）申請に必要な書類（新規・再認定）

① 申請書・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

② 診断書・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

※再認定申請の場合は２年に一度提出が必要です。

※群馬県指定のもので、通院している指定医療機関の主治医と相談し、記入してもらってください。なお、診断書料がかかります。

※申請日時点で、診断書が作成日から３か月以上経過していると診断書の再提出となります。

※診断書に基づいて交付された手帳をお持ちであれば、その写しをもって診断書の代わりとすることができます。ただし、有効期間は手帳の有効期間と同じになります。

③ 医療保険の被保険者証等の写し

ア. 健康保険や共済組合の場合：受診者本人と被保険者（組合員）の名前が記載されたもの

イ. 国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合：一緒に加入している人全員分

ウ. 生活保護世帯の人：健康保険等に加入していない場合は不要

※「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、また、マイナ保険証の方でマイナポータルを利用して上記の保険証内容を確認できる画面等でも対応可能。

④ 課税状況確認表・・・市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります。

⑤ 受診者（１８歳未満の場合はその保護者）の収入のわかる書類の写し ※非課税世帯の人のみ
年金の振込通帳 または 年金振込通知書 あるいは

「収入申告」に係る誓約書（市役所障害福祉課または各支所市民サービス課の窓口にあります）

⑥ 生活保護受給証明書 ※生活保護世帯の人のみ

⑦ 現在お持ちの自立支援医療受給者証（精神通院医療）※再認定・変更の場合

⑧ マイナンバーが分かる物

（マイナンバーカード又は通知カード ※記載事項(住所・氏名等)が最新情報のもの)

● 手帳との同時申請について

同時申請用の診断書であれば、手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に新規・再認定申請することができます。

※年金証書等の写しによる同時申請はできません。

※再認定申請の場合は、それぞれの更新可能期間が一致している必要があるため、自立支援医療（精神通院医療）の有効期間を短縮する、もしくは既存の手帳を一度返還して新たに新規申請するなどの方法により、期限を合わせての同時申請ができます。

● 受給者証が届くまで

申請に基づき群馬県が審査を行い、認定された場合は「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」が交付され、伊勢崎市経由でご本人に郵送されます。

● 利用できる医療機関・薬局等

自立支援医療（精神通院医療）が適用される医療機関・薬局等は、申請書に記入した医療機関・薬局等に限られ、受給者証に記載されています。

● 有効期間・再認定について

有効期間は1年以内です。新規申請の場合、伊勢崎市での申請書の受理日が有効期間開始日となります。

再認定申請は、有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日まででできますので、お早めに手続きをしてください。※（2ページ：「精神障害者手帳 ●有効期間・更新」の表参照）

また、2年に一度は再認定申請時に診断書の提出が必要です。

（受給者証に、次回再認定申請時の診断書の有無が記載されています。）

● 自己負担上限額管理票について

受給者証と併せて「自己負担上限額管理票」が送付されます。これを医療機関・薬局等の窓口を受給者証と一緒に提示することで、自己負担額が記入され、上限月額に達した場合、それ以降その月にかかる自己負担は免除されます。

なお、伊勢崎市の福祉医療制度対象の人は自己負担額の徴収はありませんが、自立支援医療（精神通院医療）と医療費を分ける必要がありますので、受診時に必ず提示し、自己負担の1割分について、この管理票への記載を受けてください。

※生活保護及び中間所得層で「重度かつ継続」非該当の人にはこの管理票は送付されません。

● 利用にあたって

医療機関・薬局等を受診される際、受給者証と自己負担上限額管理票をご提示いただけない場合や、必要な手続を行っていない場合は、制度の適用を受けられず、医療費の1～3割の額を自己負担していただくこととなりますのでご注意ください。

● 申請・届出

申請・届出の窓口は、市役所障害福祉課または各支所市民サービス課です。

受給者証を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請または届出が必要です。

区 分		内 容
1	再認定	受給者証の有効期間満了日後も引き続き受給者証の交付を受けるとき 有効期間満了日の3か月前から手続きができますので、お早めに手続きをしてください。 (注) 必要書類は11ページでご確認ください。2つの病院利用の方は診断書が2つの病院分必要となります。
2	氏名の変更	氏名が変わったとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。
3	保険証の変更	保険証が変わったとき (注) 医療保険の被保険者証等の写し、記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 ※11ページの(3)の③をご覧ください。
4	住所の変更 (市内での転居)	市内で住所が変わったとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (注) 転居に伴い医療機関や被保険者証等の変更がある場合は、それぞれ変更申請・届出が別途必要です。
5	住所の変更 (県内からの転入)	群馬県内の他市町村から転入したとき (注) 記載事項変更届、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。 (注) 現在お持ちの受給者証の残りの有効期間内での群馬県の受給者証を交付します。 (注) 転入に伴い医療機関や被保険者証等の変更がある場合は、それぞれ変更申請・届出が別途必要です。
6	住所の変更 (県外からの転入)	群馬県外の他市町村から転入したとき 新規申請と同様の手続きが必要です。 (注) 必要書類は11ページでご確認ください。なお、現在お持ちの受給者証を診断書の代わりとすることができます。ただし、現在お持ちの受給者証の有効期間と同じ有効期間になります。
7	医療機関等の変更又は追加	受給証に記載された医療機関・薬局等を変更したい 又は 別の医療機関等を追加したいとき (注) 申請書(変更)、変更等理由書または追加の理由書、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。医療機関の追加は追加先病院の診断書及び現在受診病院の主治医の理由書が必要です。訪問看護、デイケアの追加には主医師の記載した追加理由書が必要です。 (注) 申請日より前に遡っての変更・追加は認められません。
8	自己負担上限額の変更	(1) 被保険者証の変更等に伴い、世帯の所得区分が変更になるとき (注) 本表の区分3の届に必要な書類に加えて、申請書(変更)、世帯の所得状況等が確認できる書類及びマイナンバーが分かる物が必要です。 ※11ページの(3)の④から⑥をご覧ください。 (2) 重度かつ継続の該当・非該当が変更になるとき (注) 申請書(変更)、「重度かつ継続」に関する意見書、受給者証及びマイナンバーが分かる物が必要です。
9	再交付	受給者証を汚損、破損または紛失・消失したとき (注) 再交付申請書、受給者証(紛失を除く)及びマイナンバーが分かる物が必要です。
10	市外へ転出の場合	新たな居住地の市町村窓口で手続きをしてください。

【申請・問い合わせ先】 市役所障害福祉課または各支所市民サービス課

● 市内の指定自立支援医療機関(精神通院)の病院・診療所

NO	医療機関名	所在地	電話番号
1	いいじま心療クリニック	宮子町908-2	40-7530
2	いしかわ哲也クリニック	田中町89-1	61-5516
3	石原医院	茂呂町1-552-2	25-1150
4	伊勢崎クリニック	上植木本町2490番地1	61-8712
5	伊勢崎佐波医師会病院	下植木町481	24-0111
6	伊勢崎市民病院	連取本町12番地1	25-5022
7	伊勢崎福島病院	鹿島町556-2	24-3456
8	医療法人 小暮内科クリニック	三室町4413-1	63-1234
9	医療法人あづま会 大井戸診療所	東小保方町4008-1	62-3333
10	医療法人社団平郁会 みんなの伊勢崎クリニック	境伊与久3279	75-5862
11	大島病院	太田町508-1	25-2428
12	群馬県立精神医療センター	国定町2-2374	62-3311
13	群馬県立障害者リハビリテーションセンター附属診療所	波志江町3030-1	24-2678
14	華蔵寺クリニック	安堀町127-5	40-7211
15	さくら在宅クリニック	今泉町1丁目1399-1	61-6933
16	脳血管研究所美原記念病院	太田町366	24-3355
17	原病院	境上武士898-1	74-0633
18	美原診療所	大手町1番1号	25-0112
19	メンタルクリニック平和町	平和町14-68	20-7043
20	メンタルプラス家族支援訪問クリニック	羽黒町4番地4	50-0670
21	もろメンタルクリニック	南千木町5225-12	75-2727

○最新の指定医療機関、薬局、訪問看護については下記 QR コードの群馬県ホームページで確認できます。

QR コード



ホームページアドレス

<https://www.pref.gunma.jp/page/19865.html>

※指定医療機関のリストは閲覧ページの下部にあります。

2. 福祉医療制度について

● 趣 旨

精神障害のある人の健康管理の向上に寄与するため、健康保険等で医療等を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として市が助成し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

● 資格対象者

- ①障害年金の1級、特別児童扶養手当の1級または2級に認定された人
- ②障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない人
- ③精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され入院している人
(ただし、本人・配偶者及び世帯主の市民税の合計額が235,000円未満の世帯に属する人。最長3か月まで)
- ④自立支援医療費(精神通院医療)制度の認定を受けている人

● 制度の内容

加入する健康保険で医療機関等を受診したとき、医療費(保険診療)の自己負担額(一部負担金)を市が福祉医療費として負担する制度です。

①または②の資格者には「福祉医療費受給資格者証」が、③または④の資格者には「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関等で保険証等と一緒に提示することで、医療費が無料(伊勢崎市が負担)になります。

【申請・問い合わせ先】 市役所年金医療課(電話27-2740)または 各支所市民サービス課

福祉医療費受給資格者証の様式(実物大の大きさ)

福祉医療費受給資格者承認通知書の様式
(実際はA4サイズの大きさです。)

福 福祉医療費受給資格者証				
公費負担者番号	72100043	受給資格者番号	○○○○○○○	
受給資格者	住所	伊勢崎市○○町○○番地		
	氏名	群馬 花子		
	生年月日	○○年○○月○○日	性別	女
有効期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで有効			
発行機関名及び印	群馬県 群馬県 伊勢崎市			
交付年月日	○○年○○月○○日			

○○年○○月○○日			
様		伊勢崎市長 (健康推進部年金医療課)	
福 福祉医療費受給資格者承認通知書			
福祉医療費受給資格が認定されましたので、伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例第4条第2項の規定により受給資格者承認通知書を交付します。 これにより、下記の承認要件について福祉医療費の支給が受けられます。			
公費負担者番号	80100043	受給資格者番号	○○○○○○○
受給資格者氏名	群馬 太郎		
生年月日	○○年○○月○○日	性別	男
承認要件			
医療機関	○○○○病院 ○○薬局 訪問看護ステーション○○○○		
有効期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで		
承認する内容			
使用方法 ・承認要件の治療にのみ、この通知書をご利用できます。 ・承認された医療機関が群馬県内のときは、健康保険証とこの通知書を医療機関等へ提示(精神通院の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も提示)してください。精神治療の一部負担金が無料になります。 ・承認された医療機関が群馬県外のときは、健康保険証を提示(精神通院の場合は自立支援医療受給者証(精神通院)も提示)し一部負担金の支払いをしてください。一部負担金について、伊勢崎市役所 本館1階4番窓口の年金医療課 または 各支所の住民福祉課で申請(印鑑と保険点数の記入された領収書、又は診療証明書の添付が必要)をすることで払い戻すことができます。 ※群馬県内の医療機関へのお願い この通知書を提示した方については、上記承認要件のとおり伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の規定により医療費の支給が受けられますので、一部負担金を福祉医療費として群馬県国保連合会へ請求をしてください。			

その他の制度

1. 生活を支えるための制度

● 障害年金

20歳以上の人、病気やケガにより日常生活や就労が困難になった場合、その状態に対して支給される年金です。所得を保証する制度であり、経済的に自立をする助けになります。障害年金の種類には、「障害基礎年金」（1級と2級）と「障害厚生（共済）年金」（1級～3級）があります。

受給するための条件

- ①病気やケガの初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）に、公的年金（国民年金、厚生年金等）に加入しており、一定期間保険料を納めていること。
- ②初診日から1年6か月が経過していること。（ただし、1年6か月以前に病状が固定している場合は、この限りではありません。）
- ③障害年金で定める障害の程度に該当していること。

※20歳未満に初診日がある人や年金制度発足以前に初診日がある人については、この限りではありません。

【申請・問い合わせ先】

国民年金…市役所年金医療課（電話27-2741）または各支所市民サービス課
厚生年金…年金事務所（ねんきんダイヤル：電話0570-05-1165）
共済組合…各共済組合

● 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

認知症高齢者や精神障害のある人など判断能力が不十分なため、日常生活上の必要な事項を自己の判断で適切に行うことが困難な人に対して、契約に基づき、生活支援員が、福祉サービスの利用援助、契約の手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをしてくれます。

対象者

認知症高齢者や精神障害のある人など判断能力が不十分であり、本事業の契約内容について判断できる能力を有している人が利用できます。ただし、手帳を持っている、または認知症の診断を受けている人等に限られるものではありません。

また、自宅で生活している人のほかに、施設入所者や病院に入院している人も利用できます。

【申請・問い合わせ先】 伊勢崎市社会福祉協議会（上泉町151）電話25-4546



令和8年10月 発行

伊勢崎市 障害福祉課

〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電 話 0270-27-2753 (直通)

FAX 0270-26-1808

【問い合わせ先】

・伊勢崎市役所	障害福祉課	TEL0270-27-2753 (直通)
・赤堀支所	市民サービス課	TEL62-9792 (直通)
・あずま支所	市民サービス課	TEL62-9910 (直通)
・境支所	市民サービス課	TEL74-0368 (直通)